

指定工場の皆様へ

OBD 検査に使用する「検査用スキャンツール」の届出について

OBD 検査が10月1日から開始され、指定工場では自事業場で完成検査の際に OBD 検査を実施することになりますが、使用する「検査用スキャンツール」は備付が必要な検査用機器となっており、備付けの際には変更届の提出が必要となりますので下記の要領により業務一課まで提出してください。

記

提出書類 指定自動車整備事業の変更（届出・申請）書（第2号様式）・・・3部

※ 提出する届出用紙は、佐賀県自動車整備振興会ホームページよりダウンロードすることができます。
＜トップ画面 → 会員ログイン → ID・パスワード入力 → 各種申請用紙 → 指定関係 → 検査用スキャンツール追加申請書＞

※ 記入上の注意

第2号様式中の「4 自動車検査用機械器具設備の変更」欄の検査用スキャンツールの能力部分にはドライバ及びファームウェアのバージョンを記載する必要があります。認定された検査用スキャンツールは（一社）日本自動車機械工具協会のホームページに型式やドライバ及びファームウェアのバージョン情報が掲載されていますので確認の上記載下さい。

＜記載例＞

第2号様式（指定）
（記載例）指定自動車整備事業の変更（**届出**・申請）書
九州運輸局長 殿 令和 6 年 7 月 5 日
道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（**届出**申請）します。
（注）届出にあっては「届出」、申請にあっては「申請」の文字は○を記載する。
（注）該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）
（注）必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

届出者 の氏名又は名称	いっばんしゃだんほうじん じどうしゃせいびんこうかい 一般社団法人 自動車整備振興会 会長 福岡 龍一郎
届出者 の住所	佐賀県佐賀市若楠二丁目10-10
電話番号	0952-30-8181
事業場の名称	いっばんしゃだんほうじん じどうしゃせいびんこうかい 一般社団法人 自動車整備振興会
事業場の所在地	佐賀県佐賀市若楠二丁目10-10
電話番号	0952-30-8181
指定番号	佐-***

届出・申請の変更内容 変更年月日 令和 6 年 7 月 5 日

完成検査場の位置又は面積	対象とする自動車の種類 【変更申請】
○ 自動車検査用機械器具設備	業務の範囲の限定 【変更申請】
○ 自動車検査用機械器具設備（共用設備）	

1-① 対象とする自動車の種類の変更 **対象自動車に○**

対象自動車の種類	<input type="radio"/> 普通自動車（大型）	<input type="radio"/> 小型四輪自動車
	<input type="radio"/> 普通自動車（中型）	<input type="radio"/> 小型三輪自動車
	<input type="radio"/> 普通自動車（小型）	<input type="radio"/> 小型二輪自動車
	<input type="radio"/> 普通自動車（乗用）	<input type="radio"/> 軽自動車
	<input type="radio"/> 大型特殊自動車	
	<input type="radio"/> 大型特殊自動車	

1-② 業務の範囲の限定（指定）の変更

業務の範囲の限定	軽油を燃料とする自動車を除く
	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車を除く
	カタビラ付大型特殊自動車に限る
	その他（車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車を除く）

2 工員の構成

工員等の作業の別 (工員数)	合計	整備士数 (特殊整備士を除く)			整備士以外の 工員及び特殊 整備士数
		一級	二級	三級	
自動車工 (検査)	人	人	人	人	人
自動車工 (整備)	人	人	人	人	人
その他 (板金工等)	人				

(注)その他 (仮設工場) は、電子研習設備整備に從事する仮設工及び電設工等を記載する。

3 屋内作業場の面積の変更

屋内現車作業場	m ²	<input type="radio"/> その他の作業場	m ²
電子制御装置 点検整備作業場	m ²	<input type="radio"/> 中置置場	m ²

(注)対象とする自動車の種類を拡大する場合にも記載すること。

4 自動車検査用機械器具設備の変更

検査機器の名称	数	型 式	能 力	備付年月日
検査用スキャンツール	1	インターサポート ZENITH Z5	ドライババージョン 9.54.37.938 ファームウェアバージョン 2.20	令和 6 年 7 月 1 日

(注)検査機器の名称欄は、□枠内の該当するものに○を記載すること。

※今回は、特別処置として検査機器の記入は検査用スキャンツールのみの記入となっています。

能力は、（一社）日本自動車機械工具協会のホームページに記載されている「検査用スキャンツール型式一覧表」のドライバ及びファームウェアバージョンであること

対象となる検査員、整備士、工員数を記入

検査用スキャンツールを車両につなぐ等して確認